

政府・労使に求められる「新しい雇用関係」への対応 ——ILO「雇用関係に関する勧告」が意味するもの

労使関係が成立するためには、伝統的な雇用主(Employer)と雇用者(Employee)という雇用関係が前提になる。しかし、その確定が困難な働き方が広がっている。今年のILO総会では、「雇用関係に関する勧告」が採択された。勧告では加盟各国に、個人請負や派遣といった形態で働く労働者の効果的な保護のあり方に関する国内政策を、労使(社会的パートナー)と協議の上、策定することを求めている。従来の労使関係の外で拡大しつつある新たな雇用関係に政府・労使はどう取り組むべきなのか。一〇月三日に都内で開催された国際シンポジウム「雇用関係と労働者保護」(主催・ILO駐日事務所、法政大学大原社会問題研究所)の討論から浮かび上がる課題をまとめる。

三つの形態の「新たな雇用関係」

運送業界の一部では、従業員を解雇し、新たに請負契約を結びなおすケースが出ている。この場合、企業から従業員が受けていた保護措置が奪われることもあり、ILOでは「偽装された雇用関係」(Disguised Employment Relationship)と呼んでいる。また、自営業者であっても複数企業と契約し独立性が強い関係なのか、また一社との契約で依存性が高いのかを区別していくケースもありILOでは「曖昧な雇用関係」(Ambiguous Employment

Relationship)と呼ぶ。さらに雇用関係にない第三者のユーザー企業に派遣され労働・サービスを提供する「三角雇用関係」(Triangular Employment Relationship)と呼ばれる。

ILOではこうした新たな就業形態の増大を踏まえて、対象労働者の保護のあり方をここ数年、議論してきた。その手始めとして、九七〜九八年に「契約労働」に関する国際的な基準(定義)について議論したが、合意に至らず、保護が必要な従属的就业者の範囲を特定することができなかった。

そのため、専門家を設置、個別調査も実施した。その結果、専門家会議は「ILOはこの問題に関する国際的な対応の採択を考慮すべきである。勧告は適切な対応である。勧告は雇用関係にある者が国内レベルで受けるべ



シンポジウムの模様

き保護を保障するため、偽装雇用関係および保障のためのメカニズムの必要性に焦点を当てるべきである。勧告は雇用関係の内容を一般的に定義せず、加盟国に対して指針を与えるべきである。勧告は、国内レベルでの問題に対する解決策を見出す手段として団体交渉と社会的対話を促すべきである」などを提言した。この専門家会議の提言を踏まえて、二〇〇三年のILO総会で一般討議が行われ、「雇用関係に関する決議」を採択。事務局が勧告案を作成することが決まった。

労使で評価が分かれる勧告

事務局の勧告案に沿った議論は、労使で構成する雇用関係委員会で行われ、今年の総会で採択されたものの、投票結果は賛成三二九票(多数政府と労働側)、反対九四票(使用者側)、棄権四〇票(一部政府)という、労使の対立が数字に表れた結果となった。

シンポジウムのパネリストとして発言した日本経団連労働法制部の津守恵子氏は「就業形態は多様化しており、その選択肢を否定するのは疑問だ。契約労働の定義自体が合意されておらず、勧告は二回審議を基本にしているのに、今回は一回だけ。偽装雇用に限定することになっていったが、事務局案はこれを逸脱していた」などと述べ、使用者側が反対に回った理由を説明した。採

択された勧告では、加盟各国は雇用関係にある労働者に対して効果的な保護を保証するために、関連法規の見直しや、明確化するための国内政策の策定を求めている。また勧告には、雇用関係の存在に関する指標が記述されているものの、この審議がなされていない点も使用者側は反発している。

賛成投票した労働側は、「勧告を評価している」(連合雇用法制対策局二片すず氏)とする。ただし、勧告のなかで具体的に取り上げられているのは「偽装雇用関係」だけで、「曖昧な雇用関係」や「三角雇用関係」の文字は見当たらない。二片氏は「曖昧な雇用」については、同勧告IIの「雇用関係存在の決定」のなかに、関係の存在を決定するために一つ以上の指標が存在すれば、「法律上の推定を規定する」(ILO駐日事務所)としており、事実上盛り込まれていると主張。また、「三角関係雇用」については、「当事者が複数であるものも含むすべての形態の契約取り決めに適用できる基準を確立するための措置」(同訳)を国内政策に求めていることから、実質的に含まれていると解釈している。

これに対して、使用者側は「曖昧な雇用は入っておらず、三角関係の雇用についても決着がつかっていない」(津守氏)とのスタンスだ。いずれにしても、それぞれの立場で解釈に幅が大きい勧告といえるが、今後さらに拡大が予想されるこうした新たな「雇用関係」に対する保護のあり方について、政府と労使に課せられた課題は多い。

(主任調査員 荻野登)